

公 示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度技能検定（随時実施）について次のとおり公示する。

令和 7 年 3 月 3 日

香川県知事 池田 豊人

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおり。

（1）2 級（随時実施に限る。以下同じ。）

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業）、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管作業）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）、工業包装

（注）2 級検定職種の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 57 号）第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「旧規則」という。）第 61 条に掲げる基礎 1 級若しくは基礎 2 級の技能検定及び当該検定職種に係る 3 級の実技試験に合格した者に限り受けることができる。

(2) 3級（随時実施に限る。以下同じ。）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めつき（溶融亜鉛めつき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業）、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、強化プラスチック成形、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）、工業包装

（注）3級検定職種の試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができる。

(3) 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

（注）基礎級の試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができる。

2 実施方法

技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。

3 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

① 実施期日

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）までの間において、別途、香川県職業能力開発協会が指定する日

② 実施場所

別途、香川県職業能力開発協会が指定する場所

③ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

① 実施期日

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）までの間において、別途、香川県職業能力開発協会が指定する日

② 実施場所

別途、香川県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

① 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

② 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

香川県職業能力開発協会

高松市郷東町 587 番地 1

電話番号 087-882-2854

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の 30 日前までとする。（受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。

(4) 受検申請に関する注意

① 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書

用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、180 円切手を貼ったもの）を同封の上、請求すること。

- ② 提出書類を郵送により送付する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 受検手数料

(1) 実技試験手数料

さく井	18,200 円	印刷	18,200 円
鋳造	18,200 円	製本	18,200 円
鍛造	18,200 円	プラスチック成形	18,200 円
機械加工	18,200 円	強化プラスチック成形	18,200 円
金属プレス加工	18,200 円	石材施工	18,200 円
鉄工	18,200 円	パン製造	18,200 円
建築板金	18,200 円	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	18,200 円
工場板金	18,200 円		
めつき	18,200 円	水産練り製品製造	18,200 円
アルミニウム陽極酸化処理	18,200 円	建築大工	18,200 円
		かわらぶき	18,200 円
仕上げ	18,200 円	とび	18,200 円
機械検査	15,100 円	左官	18,200 円
ダイカスト	18,200 円	築炉	18,200 円
電子機器組立て	18,200 円	タイル張り	18,200 円
電気機器組立て	18,200 円	配管	18,200 円
プリント配線板製造	18,200 円	型枠施工	18,200 円
冷凍空気調和機器施工	18,200 円	鉄筋施工	18,200 円
染色	18,200 円	コンクリート圧送施工	18,200 円
ニット製品製造	18,200 円	防水施工	18,200 円
婦人子供服製造	15,100 円	内装仕上げ施工	18,200 円
紳士服製造	18,200 円	熱絶縁施工	18,200 円
寝具製作	18,200 円	サッシ施工	18,200 円
帆布製品製造	18,200 円	ウェルポイント施工	18,200 円
布はく縫製	18,200 円	表装	18,200 円
家具製作	18,200 円	塗装	18,200 円
建具製作	18,200 円	工業包装	18,200 円
紙器・段ボール箱製造	18,200 円		

(2) 学科試験手数料（全職種） 3,100 円

(3) 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

6 合格発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、香川県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、香川県知事が発行する合格証書を交付する。

7 その他

本公示の2級、3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「修得技能等の評価」に活用されるものです。

技能検定の実施にあたり、職種によっては、機械設備等について技能実習生受入企業の御協力が必要になるものもあるので、事前に香川県職業能力開発協会（電話番号 087-882-2854）に問合せてください。

技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課（電話番号 087-832-3367）又は香川県職業能力開発協会に問合せってください。